

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和3年12月10日（基準日）において、高千穂町に住民票があり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯

- 対象となる世帯には、福祉保険課から、給付内容や確認事項が書かれた確認書・記入例・返信用封筒が世帯主宛てに届きます。

- 中身を確認して、返信用封筒で**返信してください**。

【返信期限】

福祉保険課が確認書を発送した日から**3か月**経った日まで

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

「I」に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書等詳細は**現在準備中**です。詳細が決まり次第ホームページ等でご案内します。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

高千穂町役場
福祉保険課 社会福祉係

0982-73-1202

受付時間 平日 8:30~17:15

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の補助により、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金事業を実施することになりました。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

確認書（または申請書）を受理次第、順次支給予定です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

福祉保険課から
確認書を発送します（要返送）

**確認書は、令和4年2月上旬を
目安に順次発送予定です。**

詳しくは次ページ「I」へ

申請が必要です

申請期間・方法等は**現在準備中**です。
詳細が決まり次第ホームページ等
ご案内します。

詳しくは次ページ「II」へ

ただし、住民税均等割が課税された方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません